

## 第2章

# 安全で心地よい環境を育む

## 〈都市基盤・生活環境〉

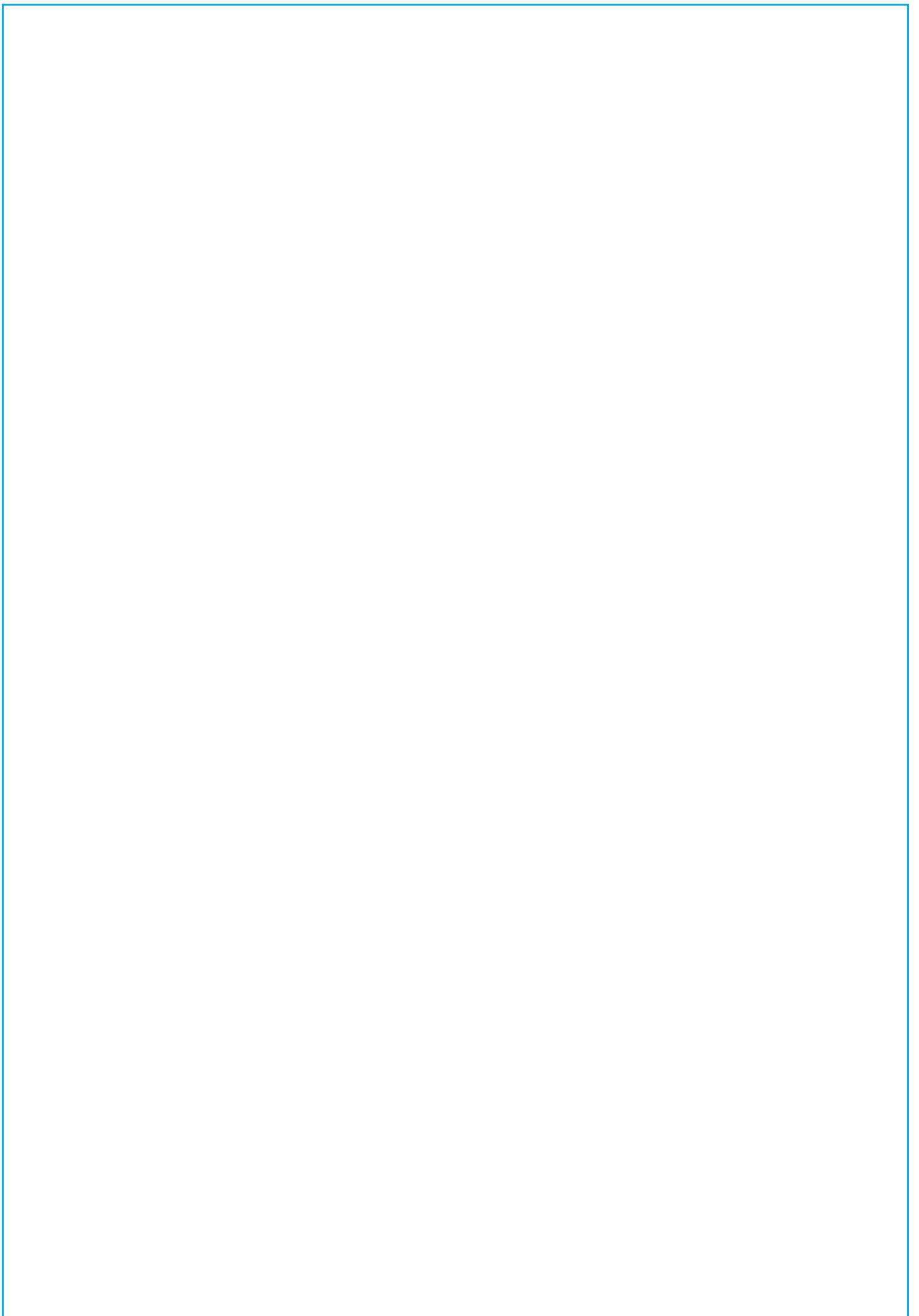


### ○ 実行計画の見方

- ・まちづくりアクションプログラムにおける実行計画については、平成 23 年度～30 年度の 8 年間を見すえながら、平成 23～26 年度の 4 年間の前期計画での取り組みを示しています。
- ・実行計画における「重点施策」「まちづくり戦略」については・・・  
重点施策：平成 23 年度～26 年度までの 4 年間で取り組む分野別前期計画のなかで重点的に取り組むべき施策

まちづくり戦略：基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成 23 年度～30 年度までの 8 年間で取り組むべき事業

まちづくり戦略については、取り組みのなかで「◎」で表現してあります。



## 第2章 安全で心地よい環境を育む

## 〈都市基盤・生活環境〉

### 第1節 暮らしやすい生活環境づくり

#### 1. 新松田駅・松田駅周辺の整備 「2-1-1」

##### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

新松田駅南口周辺の整備により交通機能が改善され、南口利用者が安全で便利に利用できる環境が整っています。

また、新松田駅北口周辺整備の検討が進められ、安全性や利便性の向上、中心市街地の活性化、魅力の創出等につながる施策が段階的に行われています。

##### 〔基本目標〕

駅周辺地区は、駅前広場・道路等の基盤整備事業や都市計画制度等の導入を総合的に推進することによって、交通結節点としての立地特性を活かした広域的な玄関口としての機能を高め、町の中心市街地として都市機能の向上と魅力の創出を図ります。

##### 〔現況と課題〕

- 現在の駅周辺地区は、古くから市街地が形成されてきたことから、駅前広場や幹線道路の整備水準が十分でなく、交通機能の改善や中心市街地の活性化、利便性の向上、魅力の創出等が重要な課題となっています。
- こうした状況を踏まえ、駅周辺地区における総合的な機能の更新を図るため、新松田駅南口への改札口開設にとともに、町では現在、大規模事業として新松田駅南口駅前広場等の基盤整備事業を推進していますが、関連事業として県道711号線（小田原松田線）の歩道設置事業についても引き続き県により事業の推進が図られる必要があります。
- 今後も、駅周辺の総合的な整備のあり方について検討を進める必要がありますが、特に町の玄関口である新松田駅北口のあり方や整備手法等については、具体的な方向性を定めることが求められています。
- 町民アンケート調査での今後の取り組みの必要性が高い、新松田駅南口駅前広場等整備事業の早期完成とともに、新松田駅北口周辺整備の検討を進めていく必要があります。

##### 〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
新松田駅南口駅前広場等整備事業の進捗率	57%	100%
新松田駅北口周辺整備の検討	準備・研究	調査・計画検討

〔実行計画の内容〕

施 策		①新松田駅南口駅前広場等整備事業の推進 〈重点施策〉							
方針・目標		関係機関と調整を取りながら今後も引き続き事業を進め、早期の供用開始に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 効率的・効果的な整備		町	整備事業完了 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■						

施 策		②新松田駅北口周辺整備の検討 〈重点施策〉							
方針・目標		新松田駅北口や駅周辺の整備について検討を行い、調査・計画を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 整備のあり方について検討、調査・計画		町民 事業者 町	あり方検討 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			～ 調査・計画 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			

施 策		③地区計画等まちづくり手法の導入に向けた検討							
方針・目標		地域の特性に応じ、新松田駅北口や南口において計画的な市街地やまち並みの形成に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
新松田駅周辺地区 地区計画導入構想		事業者 町	地区計画の導入に向けた検討 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■						

## 2. 骨格的道路網（国道・県道、幹線町道）と生活道路 「2-1-2」

### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

県道や町道の新設・改良等が順次進められてきた結果、道路の利便性や安全性が徐々に向上されています。便利で安心して利用できる道路の整備に向け、継続した取り組みが行われています。

また、新東名高速道路の事業が進行しています。

#### 〔基本目標〕

生活や産業活動を支える道路づくりは、県道などの主要路線では拡幅改良・歩道の整備やバリアフリー化<sup>(\*)</sup>を進めるとともに、良好な道路景観を推進します。

町道や生活道路は幹線道路整備との連携、緊急度・優先度を考慮し、生活の利便性の向上や安全性の確保に努めます。

#### 〔現況と課題〕

- 道路網では、東名高速道路や国道246号、255号、主要地方道を含めた県道5路線が骨格的な道路として通っていますが、寄地区へは幹線道路が1路線しかなく、急傾斜の山間地を通る道となっています。
- 町内道路においては、県道でも歩道がない路線やバリアフリー化<sup>(\*)</sup>されていない箇所があるほか、渋滞の緩和や交通安全などの視点から交差点の改良などを進めていく必要があります。
- 町道では道路幅員が狭く、歩道のないところも多く、安全性や利便性、防災面などを踏まえると、町道や生活道路の拡幅・改良を進めていく必要があります。
- 定住化の促進や未利用地の活性化にあたり、道路の新設・改良が必要な地域については計画的な整備を行う必要があります。
- 道路台帳の整備、橋梁の長寿命化や耐震化を進め、道路や附属施設、橋梁などの計画的な維持管理に努めていく必要があります。

\* バリアフリー化：道路や建物等における物理的な障壁のほか、高齢者や障害者等の社会参加を困難にしている制度的、心理的な見えない障壁を取り除くこと。

#### 〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
町道の面積（全体）：新設・拡幅改良等	346,000 m <sup>2</sup>	347,000 m <sup>2</sup>

〔実行計画の内容〕

施 策		①道路網の整備							
方針・目標	都市基盤としての道路整備を促進し、交通需要に対応した道路計画・整備について、関連機関と調整します。新東名高速道路や国道 246 号バイパス計画については、連絡道路の計画を確立するよう関係機関に要望します。県道については、県道 711 号線（小田原松田線）の歩道設置事業の継続ほか県道の線形改良・拡幅・歩道設置などを県に要望します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
関係機関に対して積極的に要望し、地域との調整を図る	国・県 町	関係機関と調整・要望							

施 策		②町道・生活道路の整備推進、橋梁の計画的な維持管理							
方針・目標	幅員が狭小な道路の拡幅などに努めるとともに道路の維持管理の充実を図り、安全性・利便性を備えた道路の整備を進めます。また、定住化の促進や未利用地の活性化のために必要とする新設改良路線について計画的な整備を進めます。橋梁については、平成 22 年 3 月に橋梁長寿命化修繕計画を策定したことにより、長寿命化や耐震化を計画的に進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
町道等の効率的・効果的な整備	町	計画的な整備の評価・見直し							
橋梁の効率的・効果的な維持管理	町	計画的な維持の実施・見直し							

### 3. 公共交通（鉄道、路線バス、コミュニティバス） 「2-1-3」

#### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

小田急線新松田駅を中心とした地域公共交通の利便性が向上し、デマンドバス<sup>(\*)</sup>の導入による路線バス空白地帯等の補完が進み、環境にやさしく、誰もが利用しやすい地域交通ネットワークが充実しています。

#### 〔基本目標〕

松田町の公共交通の充実・確保を図るため、小田急線等の運行体制の充実に努めます。

また、路線バスの維持と同時に、定住化施策事業のデマンドバス<sup>(\*)</sup>運行を実施し、交通弱者等の対策を進め、公共交通サービスの向上に努めます。

#### 〔現況と課題〕

- 地域公共交通については、JR御殿場線、小田急線や路線バスが運行しています。
- 小田急線等の運行体制の充実やバスの経路や本数等、地域公共交通の利便性の向上に課題が残っており、地域の公共交通の充実・確保が必要です。
- 第一生命の機能移転等にともない、路線バスの減便が危惧されるため、路線バスの維持と同時に、「デマンドバス<sup>(\*)</sup>運行」の本格導入に取り組み、地域公共交通の充実・確保を進める必要があります。
- 松田町では、地域公共交通との連携を踏まえ、学生等対象に富士急湘南バスの路線バスにおける通学定期助成事業を平成21年8月から実施しています。

\* デマンドバス：バス等の定時定路運行に対して、デマンド（＝特定の需要）によって運行するバスです。

#### 〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
公共交通との連携に伴うデマンドバスの導入台数	導入準備中	2台

〔実行計画の内容〕

施 策		①鉄道運行体制の充実							
方針・目標	町民に利用しやすい新松田駅・松田駅にするために、各市町と連携して鉄道事業者へ運行時間の延長や列車本数の増加を継続的に要望して、町民への利便性を高めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
鉄道事業者への要望の継続	関係市町 町	関係市町と連携した継続的な要望活動							

施 策		②バス交通の充実 〈重点施策〉							
方針・目標	<p>路線の整備拡充や運行本数の増便、東名バスの有効利用など関係機関に要望します。</p> <p>高齢者や障害児・障害者がスムーズに乗り降りできるようなノンステップバスなど、人にやさしいバスへの切り替え促進をバス事業者へ働きかけます。</p> <p>環境等に配慮した持続可能な移動手段として、町民からの要望の高い町内循環バス（デマンドバス）の導入を図ります。</p> <p>また、バス交通の利便性の向上のため、近隣市町や事業者と広域的にデマンドバスの検証を実施します。</p>								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
路線バスの運行維持対策の推進	事業者 町	継続的要望の実施							
◎まちづくり戦略 町内循環バス（デマンドバス） の本格運行に向けた地域公共交通 会議の開催等	町民 事業者 町	社会実験運行 （3年間）							



## 4. 公園・緑地 「2-1-4」

### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

公園や児童遊園地の計画的な施設整備や維持管理により、誰もが身近に、気軽に利用できる環境が整っています。

また、緑化推進活動を通じて緑化意識の高揚が図られ、町民の自主的な緑化への取り組みが行われています。

### 〔基本目標〕

自然とのふれあい、憩い、軽スポーツ、レクリエーションの場としての公園や児童遊園地の充実を進めるとともに、計画的な施設の整備と維持管理に努めます。

また、緑化推進活動を通じて町民自ら緑を守り育てる担い手となるよう、緑化に対する意識の高揚を図ります。

### 〔現況と課題〕

- 松田町は豊かな森林を抱え、市街地には酒匂川、川音川の二大河川による水辺空間が形成されているなど自然環境に恵まれており、都市計画公園やその他の公園 11 箇所、児童遊園地 11 箇所が整備されています。
- 今後、高齢化の進行や余暇時間の増大など社会環境の変化にともない公園利用者の増加が予想され、さらに町民の健康志向の高まりや防災に対する意識の高揚などから、公園に求められる機能も多様化し、誰もが利用しやすい魅力ある公園の整備と適正な配置が求められています。
- 一方、都市化の進展にともなう空地や農地の減少などで、用地の確保が困難な状況であります。このようなことから、今後も、町民のやすらぎや潤いの創出、環境空間づくりを検討するとともに、公園や児童遊園地の維持管理が必要となっています。また、緑化推進活動を通じて町民自ら緑を守り育てる担い手となるよう、緑化に対する意識の高揚に向けての取り組みが必要となっています。

### 〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
町民 1 人当たりの公園・緑地面積	16.8 m <sup>2</sup>	17.8 m <sup>2</sup>
町の樹(き)「桜」の植栽本数	600 本	1,000 本

〔実行計画の内容〕

施 策		①公園などの整備・維持管理								
方針・目標		<p>活力ある長寿社会の形成、健康の維持増進、コミュニティの形成などの多様なニーズに対応した公園や児童遊園地の施設整備と機能拡充を進めるとともに維持管理に努めます。</p> <p>公園は町民全体の共有財産であるという認識を深め、利用マナーの向上を図るほか、町民の自主的な維持管理の継続を進めます。</p>								
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
最明寺史跡公園等の整備	町	検討 								
児童公園・緑化の整備・推進	町	検討 								

施 策		②緑化意識の高揚と緑化の推進								
方針・目標		<p>町民の緑化に対する認識を深めるため、広報紙やホームページによる啓発のほか、自治会や企業の協力により実施している花いっぱい運動の継続や、町の樹「桜」の植栽など緑化事業の推進に努めます。</p>								
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
緑化意識の高揚・緑化の推進	町	事業の推進 								

施 策		③子どもの館の活動の充実								
方針・目標		<p>子どもの夢と創造力を豊かに育てる文化環境の充実を図り、伝統文化の継承や文化活動の拡充に努めます。</p>								
取り組み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
子どもの館の活動の充実	町	事業の推進 								

## 5. 住宅対策 「2-1-5」

### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

安心して住みやすい住環境が形成され、誰もが快適に暮らしています。  
高齢者や障害児・障害者にもやさしい安全で安心できる質の高い住宅が増えつつあります。  
また、民間事業等にあつては、松田町まちづくり条例による良好な住宅・宅地の誘導が進み、良好な住環境が形成されています。

#### 〔基本目標〕

豊かで安全・安心な暮らしを実現する住宅・住環境づくりを進めます。  
少子高齢化の進行と人口減少社会の到来を見すえた、地域特性を活かした対応を進めます。  
低経済成長を前提とした取組みや周辺環境と共生する住まいづくりを進めます。  
高齢者・障害児・障害者の方へも配慮した整備等を進めます。  
人口の定住化が促進されるよう良好な住宅地の形成や民間住宅の建設等を支援します。

#### 〔現況と課題〕

- 松田町には、7団地 115戸の町営住宅があり、その構造としては1団地 16戸が耐火構造住宅、1団地の一部である 32戸が簡易耐火構造平屋建て住宅、その他はすべて木造住宅となっています。
- 河内住宅（16戸）は「松田町公営住宅等長寿命化計画」にもとづき屋上防水、外壁塗装などの維持管理を行います。河内住宅以外の住宅の入居者については、生活保障として、これらの入居者の移転先を確保し、移転の斡旋を進めます。これにより、借地に建設されている住宅については土地返還の促進を行い、仲町屋町営住宅については将来的に高度利用を図ります。
- 旧足柄家畜保健衛生所跡地は、河内住宅の隣接地であり、当該箇所に町営住宅を集約することで高度利用を図ることができることから、町営住宅の適地と考えており、当該県有財産を平成 23 年度に取得する予定です。  
そこに町営住宅を建設し、老朽化した町営住宅の入居者を移転することで、その跡地に中高層住宅団地等の高度利用を図り定住化促進を行うため、跡地利用について十分検討すると同時に、借地の返還も計画的に進める必要があります。
- 既存民間住宅の借上げによる町営住宅供給の促進を調査・研究していきます。既存民間住宅を借上げることにより、直接建設方式に比べ、土地の取得費、建設費等の多額の初期投資を必要とせず、効率的な町営住宅の供給が可能となります。また、既成市街地の民間住宅借上げにより、建替えや災害時等の一時的・緊急的需要への対応を含んだ地域の町営住宅需要の変化に対応した供給量調整も可能に

なります。ただし、それらを行うには効率的な仕組みの構築が不可欠であり、物件情報の収集等さまざまなルール整備が必要であり、町の実情を踏まえた検討・実践が求められるため、町と宅地建物取引業者等との連携した協議会を立ち上げる必要があります。

- 開発事業等により宅地の造成や共同住宅の建設が行われていますが、人口は緩い減少傾向にあり、民間活力の導入等による住宅の整備が促進されやすい環境の整備が必要となっています。また、良好な住宅地・住環境が形成されるよう、松田町まちづくり条例<sup>(\*)</sup>による良好な開発を誘導します。

**〔基本目標指標〕**

項目	平成 22 年	平成 26 年
町営住宅管理戸数	115 戸	104 戸
松田町まちづくり条例 <sup>(*)</sup> の対象となった良好な住宅・宅地開発の誘導実績	—	80 戸 (4 年間)

\* 松田町まちづくり条例：P10 参照

**〔実行計画の内容〕**

施 策	①住宅の整備 〈重点施策〉									
	方針・目標	取り組み	実施主体	実施期間						
23				24	25	26	27	28	29	30
	河内住宅以外は、老朽化が激しく、また、借地に建設されているところは、退去後順次取壊し、町営住宅の再編を進め新たに町営住宅を建設します。また、テーマ性を持った新たな住宅地などの整備を進めます。民間等による町営住宅供給の促進を調査・研究します。民間活力の導入による住宅建設が促進されるよう支援に努めます。定住化につながる定住促進事業の検討を進めます。									
◎まちづくり戦略 町営住宅の建設		町	土地購入・計画策定 							
老朽化した町営住宅の解体		町	解体の推進 							
◎まちづくり戦略 民間等による町営住宅供給の調査・研究		事業者 町	調査・研究 							
◎まちづくり戦略 民間住宅建設等促進制度の検討		町	制度検討 							
◎まちづくり戦略 民間住宅の建設促進、良好な住宅地開発の誘導		事業者 町	事業の促進・誘導 							

## 6. 水道事業 「2-1-6」

### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

安定供給を行うため、上水道は老朽管の布設替え、寄簡易水道は水源改修事業等を実施しています。

#### 〔基本目標〕

町民の快適な暮らしを支え、いつでも安心して飲める水の安定供給を行うため、地震などの災害に強いライフライン<sup>(\*)</sup>として、施設整備を計画的に進めます。経営の健全化を図るため事業・事務の効率的な執行に努め、新たな収納体制の構築を進めます。また、寄簡易水道事業については、企業会計の導入、上水道事業会計との統合について検討します。

#### 〔現況と課題〕

- 今後も安定した給水を図るため、地域・地形条件を考慮しながら計画的な耐震化施設の整備・老朽化した水道管の布設替えを順次進めていくことが必要です。
- 諸施設の維持・管理コストの増大が予想されることから配水管に設置する小型発電機などの、新技術の導入による管理コストの削減の検討を進めていくことも必要です。
- 今後も引き続き、事業・事務の効率的な運営に努めるとともに、寄簡易水道事業の経営基盤の強化を図るため、地方公営企業法による企業会計の導入や上水道事業会計との統合についても検討する必要があります。また、生活様式が多様化したなかで、町民サービスの向上を図るため、新たな収納体制の構築についても検討する必要があります。

\*ライフライン：電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備を言う。

#### 〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
上水道普及率	99.2%	100.0%

〔実行計画の内容〕

施 策		①施設整備と維持管理の充実（松田地区）							
方針・目標		老朽管や施設の耐震化計画等、整備を進め耐震化率を高めるとともに、水質管理の強化を図るため管理システム整備について検討します。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
老朽管の布設替え、施設の計画的な整備推進	町	計画的な整備・推進				▶			
水質管理計画に基づく水質管理	町	事業の推進				▶			

施 策		②施設整備と安定供給（寄地区）							
方針・目標		安定供給するため、給配水管の計画的な布設替えと、施設改修などの耐震化事業を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
給水管の布設替え	町	事業の実施・推進				▶			
耐震化に向けた施設整備の促進	町	事業の整備・促進				▶			

施 策		③経営の健全化（松田地区）							
方針・目標		3年から5年ごとに料金体系を含め経営計画を立て、経営の健全化を図ります。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
水道料金適正化の検討	町	経営の健全化の推進				▶			

施 策		④経営の健全化（寄地区）							
方針・目標		3年から5年ごとに料金体系を含め経営状況を分析し、料金の適正化について、企業会計の導入や上水道事業会計との統合の検討をします。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
水道料金適正化の検討	町	料金適正化の検討				▶			
						▶			

## 7. 下水道・生活排水施設整備 「2-1-7」

### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

下水道整備事業が促進され、生活環境が向上されています。  
小学生に対して下水道処理施設見学、下水道ふれあい祭りに継続的に参加していただき、下水道についての理解が深まり、自然環境にやさしい子どもたちが増えています。

#### 〔基本目標〕

生活環境の向上、河川の水質保全、浸水の防除による安全性の確保という役割を担う下水道（汚水整備・雨水整備）は、公共下水道事業計画にもとづき事業を進めます。

供用区域においては、施設の維持管理の充実に努めるとともに、使用者の意識の高揚を図り未接続世帯に対して下水道管への接続を積極的に促し、接続率の向上に努めます。また、引き続き事務の効率化を図り事業運営に企業性を発揮した経営基盤の強化を進めます。

水源林地域である寄地区の生活排水処理施設の整備事業を計画的に進めることにより、生活環境の向上・水源環境の保全に努めます。

#### 〔現況と課題〕

- 松田地区は事業を進めつつ、供用区域における施設の点検・補修など維持管理に努めるとともに、接続率の向上を図り、事業運営に企業性を発揮した経営の健全化に努める必要があります。
- 酒匂川流域処理場の維持管理コスト面からも、施設の点検調査が必要です。また、多量降雨時の浸水被害防止のために雨水排水施設整備も引き続き進める必要があります。
- 水源林地域である寄地区は、水源環境保全向上のためにも生活排水施設整備を進めていく必要があります。

#### 〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
下水道整備率（松田地区）	89.6%	100%
水洗化戸数（松田地区）	3,419 世帯	4,497 世帯
合併処理浄化槽戸数（寄地区）	110 世帯	129 世帯

〔実行計画の内容〕

施 策		①松田地区の公共下水道事業の推進							
方針・目標	流域別下水道整備総合計画の見直しにともない、下水道計画の見直しを進め経営計画を立て料金の見直しをします。 公共下水道事業認可区域の整備・区域の拡大を図りながら、下水道の接続を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
下水道事業の推進	町	経営計画の実施・				料金見直し			
下水道の接続を促進	町	事業の促進							

施 策		②寄地区の生活排水整備〈重点施策〉							
方針・目標	生活排水処理施設整備計画に沿った処理施設の計画的な整備を進めます。松田町生活排水処理施設運営審議会の答申のもと地元説明をし、関係機関と調整し方針を決定します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 生活排水処理施設整備事業の推進	町	計画の見直し・検討・調整				整備推進			



## 第2節 安全・安心なまちづくり 「2-2-1」

### 1. 消防・救急

#### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

消防団の活動拠点、装備品が充実し、団員の意識の高揚も図られ、平常時に行っている各種活動を通じ消防団の重要性が広く再認識され、地域住民・消防団・消防署が一丸となって有事に備えることにより、町民の方が安心して生活ができています。

#### 〔基本目標〕

町民の安全・安心に対する期待や関心の高まり、消防需要の増大に対応するため、組織体制の強化を図るとともに、職員・団員の研修や訓練の充実による人材育成と、町民等に理解と協力を求めるため、広報広聴活動の強化を図ります。また、新たな需要に対応できる総合的な組織体制の充実強化を進めます。

町民に対し、火災予防に関する正しい情報の提供や防災意識の啓発を図るとともに、多様化する防火対象物や危険物施設等における安全確保の強化を進めます。

#### 〔現況と課題〕

- 松田町の消防活動体制は、足柄消防組合の常備消防と松田町消防団の非常備消防が担っていますが、消防・救急業務が増大するなかで、災害や地震、台風などの自然災害、テロ等による特殊災害への対応など、消防の果たす役割が多様化し、それらに対応していく必要があります。
- 消防力の強化や消防施設、装備の充実を進めるとともに、消防団員の確保に努めながら、町民の安全な暮らしの実現に向けて継続的に取り組んでいく必要があります。
- 火災やその他の災害を未然に防止するとともに、被害を最小限度にくいとめるためには、町民一人ひとりの日頃の備えや地域との連携が必要です。
- 住宅用火災警報器の設置義務化にともない、未設置家庭に対する設置促進を図り、逃げ遅れ等による被害の防止を図る必要があります。

#### 〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
年間火災発生件数	0件	0件
自動体外除細動器（AED）設置数	9箇所	12箇所

〔実行計画の内容〕

施 策		①消防組織・体制の充実								
方針・目標	消防通信設備の高度化を進め、通信連絡体制の強化を図ります。 また、耐震性のある消防団詰所への建替えと、より機能性に優れた消防自動車への更新を計画的に推進します。 大規模な災害に備え、近隣相互の応援体制の充実・強化を進めるとともにあわせて消防の広域化を検討します。 消防団員の確保・訓練・教育に努めます。									
取 組 み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
消防の広域化の検討	関係機関 関係市町 町	2市8町による広域化への取り組み								
消防団詰所の建替え	町	消防団の活動拠点の整備								
消防自動車の更新	町	消防団の機動力の確保								
消防団員の確保・訓練・教育	町	水防・山岳救助を含めた訓練教育の実施								

施 策		②火災予防の推進								
方針・目標	町民に対し、予防行政に関する防火防災意識の啓発を進めます。 住宅用火災警報器の早期設置の周知に努めます。									
取 組 み	実施主体	実施期間								
		23	24	25	26	27	28	29	30	
防火意識の啓発	関係機関 町	啓発運動の定期的、効果的な取り組み								
住宅用火災警報器の設置促進	関係機関 町	住宅への設置促進								



## 2. 防災対策 「2-2-2」

### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

地域防災計画にもとづいた施設や資機材の整備・充実、各種防災情報の伝達方法が整えられていることで被害の未然防止が図られ、被害が発生しにくく、もし、災害が発生しても速やかな対応がとれる体制が整っており、また、防災訓練などを通じ町民一人ひとりが防災への取り組みを実践・体験できる環境も提供されていることで、広く自助・共助・公助の意識が浸透し、安全・安心のまちづくりがされています。

また、建物の更新、改修等により建築物の耐震化が徐々に進んでおり、倒壊の危険性が改善されてきています。

#### 〔基本目標〕

地域防災計画に基づく、総合的な防災体制の充実を図るとともに、自主防災組織を中心として、町民の防災意識の普及啓発を図り、自主防災力の向上をめざします。また、防災施設など計画的に整備を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

建築物については、耐震改修促進計画を推進します。

#### 〔現況と課題〕

- 神奈川県西部は大規模な地震の発生が予想されており、地震に強い長期的なまちづくりを進めていく必要があります。
- 災害の発生をできる限り防止し、発生時の迅速な対応によって町民の生命財産を守ることはまちづくりの基本です。阪神淡路大震災などを契機に地域自主防災組織の重要性も再認識されてきたことから、関係機関、地域住民、町の連携のもと、防災体制の一層の充実を図っていく必要があります。
- 地震以外でも、近年台風や集中豪雨による水害・土砂災害等が発生する危険性もあり、このような災害の発生に備え、避難指示の基準や方法などを整備するとともに、町民の防災意識の高揚を図り、地域が一体となった総合的な防災対策や消防団・自主防災組織の連携強化を進めていく必要があります。
- 建築物の耐震化については、耐震改修促進法にもとづく松田町耐震改修促進計画（平成22年3月）を策定したことにより、計画の推進を図っていく必要があります。また、本計画による補助制度は、活用状況や国の補助制度の動向を踏まえ、見直しを検討します。

#### 〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
防災訓練への参加者数	2,504人	2,700人
木造住宅耐震診断の活用実績（累計）	8件	28件

〔実行計画の内容〕

施 策		①防災体制の充実 〈重点施策〉							
方針・目標		地域防災計画にもとづき、防災対策を進めます。 自主防災組織の充実を図り、その活動を支援します。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 地域防災計画の見直し	町	新たな課題への対応 策の検討 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
関係機関との連携強化と新たな 防災協定の締結	関係機関 町	広域的な協定を検 討 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■							

施 策		②自主防災組織力の向上 〈重点施策〉							
方針・目標		広報活動や防災訓練の実施等を行い、自主防災組織の防災力の向上を図ります。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
防災訓練の実施	町民 関係機関 町	実践的訓練の実施 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
◎まちづくり戦略 自主防災組織の育成・支援	自主防災会 町民 町	防災リーダーの育 成と活動支援 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
◎まちづくり戦略 地域での高齢者や障害児・障害 者の避難などの支援	町	災害時の避難など の支援 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			

施 策		③防災施設整備等の推進							
方針・目標		正確で迅速な情報伝達ができるよう防災行政情報提供設備等の施設整備を進めます。 耐震性貯水槽の設置や、町内にある井戸の災害時用飲料水としての利用を検討します。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
防災行政情報提供設備等の整備	町	設備の検討・導入 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
防災備蓄品の整備	関係団体 町	計画的な整備 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			
飲料用井戸の確保	町民 町	災害時用飲料用井 戸の調査・検査・確 保 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■			

施 策		④災害に強いまちづくりの推進 〈重点施策〉							
方針・目標	建物の倒壊を防ぐため、耐震改修促進計画により、建物の耐震化を進めます。また、木造住宅の耐震診断を支援するほか、ブロック塀の倒壊防止を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 耐震改修促進計画の推進	町民 事業者 町	計画の推進・見直し				→			
木造住宅耐震診断の推進	町民 町	事業の推進・見直し				→			
生垣設置の推進	町民 町	事業の推進・見直し				→			



### 3. 防犯対策 「2-2-3」

#### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

防犯灯や道路照明灯の整備により、夜間でも安心して通行でき、防犯ボランティアの活動が盛んで、皆がお互いに声を掛け合える関係になっており、犯罪の発生件数が少なく、安全安心を実感できるまちになっています。

#### 〔基本目標〕

地域に根ざした暴力追放、防犯活動を展開するため、関係機関と連携しながら、地域の自主的な防犯活動を支援するとともに、防犯ボランティアなど防犯組織の育成強化を進めます。

広報紙や各種の広報媒体を通じて、防犯に関する情報の提供に努めるなど、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみで青少年の非行を防止するための健全な環境の創出に努めます。

犯罪のない明るいまちづくりを推進するため、防犯灯や道路照明灯の整備・拡充を図るとともに、警察と連携しパトロールの強化を進めます。

学校、保護者、地域の連携を図りながら、子どもの安全教育、学校施設や通学路等の安全点検・防犯対策を進めます。

#### 〔現況と課題〕

- 社会環境の変化にともない、振り込め詐欺など犯罪が多様化しており、安全で安心して生活ができる社会の形成が求められています。
- 青少年による犯罪も依然として多く、低年齢化も問題となっています。
- 警察を中心として防犯体制の整備を進めるとともに、青少年の非行防止を含む、地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。
- 町民・関係機関との連携のもと、防犯パトロールなどを通じた一層の防犯体制の整備・充実が必要です。
- 安心メールなどによるきめ細かな情報発信をすることで、防犯への関心を高める必要があります。
- 夜間の人通りの少ない道の通行への不安を取り除くため、防犯灯を必要に応じて設置していく必要があります。

#### 〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
犯罪発生件数	99	50
防犯灯等の設置箇所数	1,100	1,140
防犯ボランティア団体	12	19

【実行計画の内容】

施 策		①防犯体制の強化・啓発							
方針・目標		警察や防犯ボランティア、自治会、その他の関係機関と連携し防犯講座を開くなど、防犯体制の強化を図り、情報発信も積極的に展開します。							
取 組 み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
地域防犯組織の育成支援	関係団体 町	防犯ボランティア の育成支援							
防犯パトロールの定期的な実施	関係団体 町	パトロールの実 施・推進							
安心メール・広報・パンフレット等による情報提供（後掲P39）	町	町民の防犯意識の 高揚							

施 策		②安全な環境づくりの推進							
方針・目標		犯罪の未然防止のため、防犯灯の設置を進めるとともに、危険箇所 の点検を進めます。 青少年の非行を防止するため、学校、家庭、地域との連携を進めます。							
取 組 み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
計画的な防犯灯の設置・危険箇所 の点検	関係団体 町	計画的な設置と 継続的な箇所の点検							

## 4. 交通安全対策 「2-2-4」

### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民や関係機関、行政が一体となり交通安全啓発活動を積極的に展開することにより、町民一人ひとりに交通安全に対する高い意識が生まれ、交通事故の減少となって現われています。

交通量の多い狭隘な生活道路や町道の危険箇所も、道路幅員が広がることで見通しがよくなり、高齢者や子どもなど交通弱者に配慮された歩道も整備され、交通事故が大幅に減少されています。また、駅周辺の交通環境は効率的な整備により混雑が緩和され、町全体が安全で安心な住みよい町となっています。

また、道路照明灯や区画線等の整備が順次進められてきた結果、交通事故が減少しており、継続した取り組みが行われています。

#### 〔基本目標〕

交通安全意識を普及・啓発していくとともに、関係団体などと協力しながら、交通安全施設の整備など交通安全対策を進めます。

#### 〔現況と課題〕

- 近隣市町との連携による広域交通体系の検討や警察署等との連携による交通安全施設の整備のほか、町民、関係機関の連携による様々なレベルでの交通安全活動が進められてきました。
- 幹線道路と生活道路の交差点において、危険な箇所が存在します。
- 交通量の増加にともない交通事故が増えているなか、子どもや高齢者が事故にあうなど、交通安全に関する不安要因が依然として存在していることから、交通事故の起こりにくい環境づくりを町民や関係機関と町が一体となって進めていくことが課題となっています。
- 駅周辺の混雑緩和や、朝夕の渋滞解消が課題となっています。
- 交通安全施設の整備については、地域の方の協力が必要です。

#### 〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
交通事故発生件数	69 (21 年)	48



〔実行計画の内容〕

施 策		①交通安全施設と交通環境の整備・推進 〈重点施策〉							
方針・目標	危険な箇所カーブミラー・道路照明灯・区画線等を設置し、さらに歩行者・自転車利用の保護を最重点として、緊急に交通の安全を確保する必要のある道路について交通安全施設等の整備を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 交通安全施設と交通環境の整備	町	交通安全施設・交通環境の整備促進							

施 策		②交通安全思想の普及徹底							
方針・目標	幼児から高齢者まで生涯にわたって、家庭、学校、地域、職場ぐるみで交通安全教育・対策が一貫して行われるよう関係機関、団体等相互の連携を強化します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
幅広い層への交通安全教育の充実	関係団体 町	関係団体との連携							
交通安全運動などを通じた広報活動の充実	関係団体 町	継続的な活動の展開							

施 策		③交通安全に関する主体的活動の推進							
方針・目標	交通指導隊の協力により交通安全活動を積極的に展開し、また、危険箇所には交通安全指導員を配置し、安全確保を図ります。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
交通指導隊の活動強化	関係団体 町	指導隊への活動支援							
交通安全指導員配置	町	危険箇所への対応		配置・見直し 					

施 策		④被害者援護対策等									
方針・目標	交通事故により肉体的、精神的、経済的にも大きな被害を受けている被害者のなかには、事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、被害者支援を積極的に進め、交通災害見舞金制度の利用を促進します。										
	取り組み	実施主体	実施期間								
			23	24	25	26	27	28	29	30	
	交通災害見舞金の支給	町	交通事故被害者への周知								

## 5. 消費者の保護 「2-2-5」

### ■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

トラブルを未然に防止するための情報提供や啓発活動が行われ、消費者の知識や意識が向上しています。

また、広域的な相談体制も整備され、安心した生活が送れています。

#### 〔基本目標〕

豊かで安心した生活が送れるよう、広域的な相談体制をもとに、消費実態と消費者トラブルに対応した多様な消費者保護対策を進めます。

#### 〔現況と課題〕

- 近年、消費生活や流通通信形態の多様化により、訪問販売や通信販売、インターネット販売などにおけるトラブルなどが複雑・多様化し、増加の傾向にあります。
- 足柄上地区では、1市5町が共同して消費者相談業務を行っていますが、トラブル等を未然に防止するための消費者の知識や意識向上を促す情報提供や啓発活動を安心メールなどにより進めていく必要があります。

#### 〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
消費生活講習会等の開催回数	年 2 回	年 4 回
講習会等の参加者数（松田町参加人数）	80 人	160 人

